

公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

2024年12月5日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長 寺山 徹

1 業務概要

(1)業務名 （高改修費）電気通信設備の将来ビジョンに関する技術資料作成（2024年度）

(2)業務内容

本業務は、電気通信設備の将来ビジョンに関する技術資料等の作成を行うものである。

<業務内容>

①電気通信設備の将来ビジョンに関する技術資料作成

2024～2026年度の3か年を予定している電気通信設備の将来ビジョンに関する検討委員会の資料を作成する。本業務は2024年度に開催する委員会の各テーマに関連する技術の調査、資料作成を行うものであり、委員会の運営は含まないものとする。資料作成回数は、委員会1回、幹事会1回、分科会6回の計8回を想定している。なお、作成する資料は下記の項目とする。

イ 次世代通信基盤に関する技術資料

通信技術に関する最新技術、市場動向を調査し技術資料としてまとめる。想定する調査項目は下記のとおり。

- ・通信技術の最新技術動向（衛星通信、NTN、LPWA等）調査及び首都高への適用検討
- ・通信ネットワーク、サーバー管理のオブザーバビリティに関する調査

ロ 電気・電力設備に関する技術資料

電気・電力設備に関する最新技術、市場動向を調査し技術資料としてまとめる。想定する調査項目は下記のとおり。

- ・再生可能エネルギー、蓄電設備、カーボンニュートラル最新技術動向の調査
- ・点検ロボット、有線ドローンの最新技術動向及び首都高への適用検討

ハ サーバ仮想化・クラウド化に関する技術資料

サーバ仮想化・クラウドに関する最新技術、市場動向を調査し技術資料としてまとめる。想定する調査項目は下記のとおり。

- ・サーバ仮想化の最新技術及び市場動向調査
- ・クラウド技術の最新技術動向調査及びクラウドを活用した業務継続性評価

ニ 2024年度委員会報告書案

上記イ～ハを基に、2024年度の分科会、幹事会及び委員会用資料を作成する。

②創エネルギーの設備拡大に関する技術資料作成

創エネルギー設備の動向調査、首都高速道路への展開に向けたポテンシャル調査等を実施し、バイオマス・水素発電等の再生可能エネルギー発電所の事業性評価（F/S）を行う。併せて、環境価値、及び再生可能エネルギー由来の電力購入契約（非化石証書、PPA、電力会社プラン等）との比較を行う。また、創エネルギー設備により生成される電力の有効利用のため、可搬型蓄電池の活用に関する検討を行う。

イ エネルギー需給の調査

2035年までの首都圏のエネルギー需要と再生可能エネルギー等による供給量を分析し、技術資料としてまとめる。また、環境価値、及び再生可能エネルギー由来の電力購入契約（非化石証書、PPA、電力会社プラン等）などによる調達の持続性の調査を実施する。

ロ 再生可能エネルギー発電所の動向

国内外のバイオマス・水素発電等の再生可能エネルギー発電所の技術動向や市場動向を調査する。また、国内外における燃料調達の持続性の調査も行う。なお、バイオマス発

電については、首都高速道路の管理上で発生する草・木の適用可否、燃焼灰のリサイクル方法について調査を行う。

ハ 事業性評価に関する資料作成

首都高速道路における再生可能エネルギー発電所建設（自家消費型非 FIT）についての建設費、燃料費、人件費、保守メンテナンス等の観点から事業性を評価し技術資料として取りまとめる。また、公的補助金や法規制等も合わせて調査する。なお、建設予定地の候補は監督職員から提示するものとする。

(3)履行期間

契約締結日の翌日から 210 日間

(4)その他

- ①本業務は、提出された技術提案書を審査した結果、技術提案書の評価点が 70 点以上の者の中で最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）の対象業務である。
- ②本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては 4(1)に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第 1）を提出するものとする。
- ③その他については、電子入札留意事項によることとする。

2 競争参加資格

- (1)首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成 23 年準則第 1 号）第 73 条の規定に該当しない者であること。
- (2)首都高速道路株式会社における 2023・2024 年度競争参加資格の「その他調査」の認定を受けている者であること。
- (3)参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加制限について（https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/kanke_seigen/）」に記載）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計業務請負現場説明書の説明事項 1(1)イの記載に抵触するものではないことに留意すること。

(4)業務実施上の条件

①法人に必要なとされる業務の実績

当該業務に参加希望する法人は、2014 年度以降に国、地方公共団体、国立研究開発法人土木研究所、独立行政法人、高速道路株式会社（首都、東日本、中日本、西日本、阪神、本州四国連絡）、高速道路公社（名古屋、広島、福岡北九州）、株式会社高速道路総合技術研究所、その他特殊法人（※1）又は鉄道事業者（※2）のいずれかにおける、カーボンニュートラル・再生可能エネルギー等のエネルギー分野に関する検討業務、または電気通信設備の検討業務に関して、完了した業務実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が 60 点未満のものを除く。

（※1）「特殊法人」とは、総務省ホームページに示す所管府省別特殊法人一覧（令和 6 年 4 月 1 日現在）によるものとする。

（※2）鉄道を運行する法人全般を指し、私鉄、第三セクター鉄道などすべての鉄道会社を含むものとする。

②予定管理技術者に必要とされる要件

イ 技術者資格

技術士【電気電子部門】、技術士【機械部門（熱・動力エネルギー機器）】、技術士【経営工学部門】、技術士【情報工学部門】、高度情報処理技術者（※1）、RCCM【電気電子部門】、RCCM【機械部門】、RCCM【建設情報部門】又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（※2）

（※1）情報処理技術者試験（独立行政法人情報処理推進機構）のうち、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャー、ネットワークスペシャリスト、データ

ベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャー、システム監査技術者、情報処理安全確保支援士及びこれらの旧試験区分の合格者を指す。

(※2)「同等の能力と経験を有する技術者」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学又は高等専門学校を卒業した後、カーボンニュートラル・再生可能エネルギー等のエネルギー分野に関して、10年以上の実務経験を有する者を指す。

なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定(国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課)を受けている必要がある。

ロ 業務実績

2014年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、1件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点(総合評定点)が60点未満のものを除く。

同種業務：カーボンニュートラル・再生可能エネルギー等のエネルギー分野に関する検討業務、または道路における電気通信設備の検討業務

類似業務：道路以外の電気通信設備の検討業務

ハ 手持ち業務量

2024年12月5日現在の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む。)において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満であること。

なお、手持ち業務が複数年契約の業務の場合には、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

【手持ち業務量が超過した場合】

2024年12月5日以降契約締結日まで及び履行期間中、管理技術者の手持ち業務量(本業務を含まない)が契約金額で5億円または契約件数で10件を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合は、当該管理技術者を交代させる等の措置を請求する場合がある。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

- a) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者。
- b) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- c) 当該管理技術者と同等以上の業務評定点を有する者
- d) 手持ち業務量が上記で定めた制限量を超過していない者

(5)参加表明書の提出期限の日から見積開封の時までに、当社から競争参加停止措置準則(平成17年準則第22号)に基づく競争参加停止を受けていないこと。

3 技術提案書の評価基準

(1)技術提案書による評価

- ① 予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格
- ② 予定管理技術者及び予定担当技術者の同種類業務の実績
- ③ 予定管理技術者及び予定担当技術者の手持ち業務量
- ④ 予定管理技術者及び予定担当技術者の当社及び公的機関からの表彰経験
- ⑤ 予定管理技術者の当社での業務成績

(2)配置予定技術者からのヒアリングによる評価

- ① ヒアリング対象者
 - イ 予定管理技術者
- ② 評価項目
 - イ 専門技術力の確認
 - ロ 業務への取組姿勢の評価
 - ハ コミュニケーション力の評価

4 手続等

(1)担当部局

首都高速道路株式会社財務部契約課
〒100-8930

東京都千代田区霞が関 1-4-1 (日土地ビル 8階)

TEL : 03-3539-9319 FAX : 03-3539-9566

(2)現場説明書・技術提案書作成要領等の交付期間及び方法

①交付期間：2024年12月5日(木)から2024年12月26日(木)午後4時まで

②方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法(CD-R等の配布)により無償で交付するので、上記(1)の担当課まで申し出ること。

・首都高速道路株式会社ホームページ(入札公告等)

(<https://www.shutoko.co.jp/business/bid>)

③交付資料のダウンロード操作手順：

上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報(会社名、担当者名、連絡先等)を入力する。登録確認メール(ダウンロード先URL及びダウンロード先パスワードの通知)を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

(3)参加表明書及び技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

①電子入札システムによる場合

参加表明書(電子入札システムにより提出すること。)

・受付期間：2024年12月5日(木)午前10時から2024年12月26日(木)午後4時まで

技術提案書

〈持参の場合〉

・受付期間：2024年12月5日(木)から2024年12月26日(木)までの毎日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。)、午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

・受付場所：上記4(1)に同じ。

〈郵送の場合〉

・受付期間：2024年12月5日(木)から2024年12月25日(水)まで

・郵送方法：書留郵便等の配達記録が残るものに限る。なお、郵送提出する旨を事前に上記4(1)に記載の担当部局まで連絡すること。

・受付場所：上記4(1)に同じ。

②紙入札による場合

参加表明書及び技術提案書

〈持参の場合〉

・受付期間：上記(3)①〈持参の場合〉のとおり。

・受付場所：上記4(1)に同じ。

〈郵送の場合〉

・受付期間：上記(3)①〈郵送の場合〉のとおり。

・郵送方法：上記(3)①〈郵送の場合〉のとおり。

・受付場所：上記4(1)に同じ。

5 その他

(1)手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)契約書の作成要否 要(本件は電子契約を推奨する。)

(3)関連情報を入手するための照会窓口は上記4(1)に同じ。

(4)技術提案書のヒアリングを行う。

(5)電子入札システムの稼働時間は、休日を除く午前8時30分から午後8時まで。

(6)障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。

電子入札ヘルプデスク 電話 0570-021-777 (ダイヤルイン)

(平日のみ午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。))

Mail : sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

- (7)見積参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで見積参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。
- (8)本掲示に関して詳細不明な点については、上記4(1)に掲げる担当課に照会すること。
- (9)詳細は現場説明書及び技術提案書作成要領による。